

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

I コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社グループは、生活者として社会と融合し、社会と価値観を共有しながら、事業を通して新しい価値を提案することにより、人々の健康と幸せな生活を実現するという考え方を「Social IN(ソーシャル・イン)」と呼び、すべての活動の基本思想としています。この思想に基づき、グローバルな視点で最適・公正な経営管理体制を構築し、運営することが、経営の重要課題の一つと考えています。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	20%以上30%未満
-----------	------------

【大株主の状況】更新

氏名または名称	所有株式数(株)	割合(%)
日本生命保険相互会社	22,426,718	8.26
株式会社三菱東京UFJ銀行	13,286,586	4.89
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	12,898,000	4.75
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	12,170,000	4.48
ステート ストリート バンク アンド トラスト カンパニー	11,894,389	4.38
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口4G)	10,238,000	3.77
ジェーピー モルガン チェース バンク 380055	9,392,137	3.46
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(住友信託銀行再信託分・株式会社三井住友銀行退職給付信託口)	9,004,000	3.31
株式会社三井住友銀行	8,350,648	3.07
テルモ株式会社	6,811,000	2.51

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分更新	東京 第一部
決算期	3月
業種	精密機器
(連結)従業員数	1000人以上
(連結)売上高更新	1000億円以上1兆円未満
親会社	なし
連結子会社数	100社以上300社未満

4. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与える特別な事情

当社は、ニッポン・ニュー・マーケット「ヘラクレス市場」に上場しているアイ・ティー・エックス株式会社の発行済株式総数の82.06%を保有し、当社の子会社としています。当社は、映像、医療、ライフサイエンス、その他の各事業領域でスピーディーな革新を維持しつつ、将来の確実な新規中核事業の創生を図るために、同社の強みであるモバイル、ネットワーク&テクノロジー分野などでの専門性、新規事業創生能力および事業育成能力を生かすべく、同社との連携を進めており、同社グループと関係を強めています。

II 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

取締役会の議長	社長
取締役の人数	15名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	3名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※1)								
		a	b	c	d	e	f	g	h	i
藤田 力也	その他								○	
千葉 昌信	他の会社の出身者					○			○	
林 純一	他の会社の出身者				○				○	

※1 会社との関係についての選択項目

- a 親会社出身である
- b 他の関係会社出身である
- c 当該会社の大株主である
- d 他の会社の社外取締役又は社外監査役を兼任している
- e 他の会社の業務執行取締役、執行役等である
- f 当該会社又は当該会社の特定関係事業者の業務執行取締役、執行役等の配偶者、三親等以内の親族その他これに準ずる者である
- g 当該会社の親会社又は当該親会社の子会社から役員としての報酬等その他の財産上の利益を受けている
- h 本人と当該会社との間で責任限定契約を締結している
- i その他

会社との関係(2)

氏名	適合項目に関する補足説明	当該社外取締役を選任している理由
藤田 力也	特に記載事項はありません。	医学博士としての豊富な経験と幅広い知識を医療およびライフサイエンス事業を中心として当社の経営に反映するため。
千葉 昌信	特に記載事項はありません。	株式会社日本経済新聞社およびそのグループ企業での経営者としての豊富な経験と幅広い知識を当社の経営に反映するため。
林 純一	特に記載事項はありません。	証券業界での経験や、投資コンサルティング会社の経営者としての豊富な経験と幅広い知識を当社の経営に反映するため。

その他社外取締役の主な活動に関する事項 更新

当社の取締役会に出席するほか、工場、研究所等の視察などにより、当社の価値創造の源泉の認知を深めるとともに、その国際的な知識と経験を生かして、当社の経営へのアドバイスを行っています。また、林純一氏は、当社株式等の20%以上の大量取得行為による買収提案がなされた際には、取締役の恣意的判断を排するため、独立性を有した立場で客観的な判断を行う「特別委員会」の委員として活動することとなっています。

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
監査役の人数	4名

監査役と会計監査人の連携状況 更新

監査役は監査役会において、会計監査人より、年度監査計画、四半期毎の決算に関する事項および期末監査報告等について定期的な説明を受けるとともに、必要に応じて意見交換を実施しています。

監査役と内部監査部門の連携状況 更新

内部監査部門である監査室は12名の体制で、社長が承認した年間監査計画に基づき内部統制の運用状況、コンプライアンス監査およびシステム監査等を実施し、その結果を社長および取締役会に報告するとともに、監査役会に対しても年4回の定期報告を実施しています。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	2名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(1)								
		a	b	c	d	e	f	g	h	i
島田 誠	他の会社の出身者									○
中村 靖夫	他の会社の出身者									○

※1 会社との関係についての選択項目

- a 親会社出身である
- b その他の関係会社出身である
- c 当該会社の大株主である
- d 他の会社の社外取締役又は社外監査役を兼任している
- e 他の会社の業務執行取締役、執行役等である
- f 当該会社又は当該会社の特定関係事業者の業務執行取締役、執行役等の配偶者、三親等以内の親族その他これに準ずるものである
- g 当該会社の親会社又は当該親会社の子会社から役員としての報酬等その他の財産上の利益を受けている
- h 本人と当該会社との間で責任限定契約を締結している
- i その他

会社との関係(2)

氏名	適合項目に関する補足説明	当該社外監査役を選任している理由
島田 誠	特に記載事項はありません。	元日本電産コパル株式会社社長としての幅広い知識と経験を生かして当社経営の監査を行うため。
中村 靖夫	特に記載事項はありません。	元三菱レイヨン株式会社理事東京技術・情報センター長や元MRCテクノリサーチ株式会社社長としての幅広い知識と経験を生かして当社経営の監査を行うため。

その他社外監査役の主な活動に関する事項 更新

当社の取締役会に出席するほか、工場、研究所等の視察などにより、当社の価値創造の源泉の認知を深めるとともに、その幅広い知識と経験を生かして、当社の経営へのアドバイスを行っています。また、当社株式等の20%以上の大量取得行為による買収提案がなされた際には、取締役の恣意的判断を排するため、独立性を有した立場で客観的な判断を行う「特別委員会」の委員として活動することとなっています。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	業績連動型報酬制度の導入
---------------------------	--------------

該当項目に関する補足説明

当社グループは、業績評価指標として「OVA(Olympus Value Added)」を導入しています。この指標により、資本コストなども考慮に入れた事業運営の成果を表すことが可能となり、事業の「選択と集中」を行なう上での指針・指標としています。さらに、バランス・スコアカードを導入し、財務、顧客、業務プロセスおよび成長性の4つの視点での目標達成度による業績連動型の役員報酬体系を採用しています。

ストックオプションの付与対象者	
-----------------	--

該当項目に関する補足説明

【取締役報酬関係】

開示手段	有価証券報告書、営業報告書(事業報告)
開示状況	全取締役の総額を開示

該当項目に関する補足説明 **更新**

定款または株主総会決議に基づく報酬	支給人員 18名	支給額 552百万円
-------------------	-------------	---------------

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

社外取締役および社外監査役に対して、取締役会の開催にあたって事前に資料を配布し説明を行っています。また、定期的な会社情報の提供を行っています。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項 **更新**

取締役会は社外取締役3名を含む15名の取締役で構成し、原則として毎月1回開催することにより、経営戦略等の経営上重要な事項についての迅速な意思決定と業務執行の適切な監督を実施しています。取締役の任期は1年とし、成果を毎年評価することでその責任の明確化を図っています。また、代表取締役社長の意思決定を補佐する機関として「経営執行会議」を設置し、原則として毎月3回開催しています。さらに、執行役員制により、取締役会の経営意思決定および業務執行状況の監督機能と、執行役員の業務執行機能を分離し、ガバナンスの強化を図っています。

当社は、監査役制度を採用しており、4名の監査役のうち、2名は社外監査役です。監査役会は取締役会と同じく原則として毎月1回開催しています。監査役は取締役会をはじめとする重要な会議に出席するほか、取締役や執行役員との定期的な意見交換を実施し、特に代表取締役とは原則年4回の意見交換を実施しています。

また、監査役は監査役会において、会計監査人より、年度監査計画、四半期毎の決算に関する事項および期末監査報告等について定期的な説明を受けるとともに、必要に応じて意見交換を実施しています。

内部監査部門である監査室は12名の体制で、社長が承認した年間監査計画に基づき内部統制の運用状況、コンプライアンス監査およびシステム監査等を実施し、その結果を社長および取締役会に報告するとともに、監査役会に対しても年4回の定期報告を実施しています。

平成21年3月期において会社法に基づく監査および金融商品取引法に基づく会計監査についての契約はあずさ監査法人と締結しています。同監査法人および当社監査に従事する同監査法人の業務執行社員と当社との間には特別の利害関係はありません。平成21年3月期において業務を執行した公認会計士の氏名、監査業務にかかる補助者の構成については以下のとおりです。

(業務を執行した公認会計士の氏名)

指定社員 業務執行社員 佐々誠一

指定社員 業務執行社員 池田澄紀

指定社員 業務執行社員 山口直志

(当社および連結子会社の会計監査業務にかかる補助者の構成)

公認会計士16人 会計士補5人 その他29人

また、海外での会計監査は主にKPMGに依頼し、それぞれの国で公正妥当と認められる会計原則に基づき監査を受けています。

なお、同監査法人は、平成21年6月26日開催の第141期定時株主総会の終結の時をもって任期満了となり退任したため、当社は、同株主総会において新たに会計監査人として新日本有限責任監査法人を選任しました。

III 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況 更新

	補足説明
電磁的方法による議決権の行使	株主のみなさまの利便性向上のため、電磁的方法による議決権行使を採用しているほか、機関投資家向け議決権行使プラットフォームへ参加しています。
その他	株主総会における報告事項についてビジュアルを使用することにより、株主のみなさまのご理解を得られるよう努めています。また、株主総会に出席していただいた株主のみなさまに対し、「オリンパス社会環境報告ダイジェスト」や「会社案内」を配布することにより、当社の様々な活動内容への認知を深めていただいています。

2. IRに関する活動状況 更新

	補足説明	代表者自身による説明の有無
個人投資家向けに定期的説明会を開催	平成19年より、医薬品や医療機器、医療関連製品の物流等をそれぞれ手がける大手医療関連企業数社と共同で、合同の個人向け投資家説明会を、地方都市を中心に随時開催し、地方の個人投資家の拡大にも積極的に取り組んでいます。	なし
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	決算実績、業績見通しを中心に年間2回(5月、11月)の決算説明会を開催しているほか、経営戦略説明会を適時開催しています。	あり
海外投資家向けに定期的説明会を開催	海外の機関投資家と電話会議および面談等によるミーティングを積極的に行っているほか、年間2回社長が海外の機関投資家を訪問し、決算説明等のミーティングを実施しています。	あり
IR資料のホームページ掲載	決算情報をはじめとする適時開示資料、アニュアルレポート、報告書、有価証券報告書又は四半期報告書、知的財産報告書を掲載しているほか、CSR、環境活動についても掲載しています。また、社長による決算説明等を音声により提供しています。	あり
IRに関する部署(担当者)の設置	広報・IR室	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	当社グループは、平成16年9月に「オリンパスグループ企業行動憲章」「オリンパスグループ行動規範」を制定し、お客さま、取引先、株主、社員、地域社会等のあらゆるステークホルダーとの関係において、法令はもとより高い倫理観に則して行動し公正で誠実な企業行動を行うよう明確に定めています。
環境保全活動、CSR活動等の実施	経営の基本的な考え方である「Social IN(ソーシャル・イン)」の思想の下、企業の社会的責任「CSR(Corporate Social Responsibility)」を果たすことは当社グループの使命であると考えており、CSRへの取り組みを通じて社会から信頼・共感を得ることが、ブランド力を強化し、さまざまなステークホルダーへ提供する価値を最大化することにつながると考えています。 このような考えの下、CSR本部や品質環境本部等の専門の部署を設置することにより全社横断的なCSR、品質保証および環境保全の取り組みを一層強化しています。詳細な活動状況については、「オリンパス社会環境報告ダイジェスト」を日本語版のほか、英語版、中国語版でも発行しています。また、当社ホームページでも、CSR、環境活動について掲載しています。(http://www.olympus.co.jp/jp/corc/csr/)
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	当社グループでは、「オリンパス行動憲章」を制定し、ステークホルダーの正しい理解と信頼を得るために経営方針、事業活動状況およびCSR活動などの企業情報を公正かつ適時適切に開示することを定めています。

IV 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社は、生活者として社会と融合し、社会と価値観を共有しながら、事業を通して新しい価値を提案し、人々の健康と幸せな生活を実現するという考え方を「Social IN(ソーシャル・イン)」と呼び、すべての活動の基本思想としている。

取締役会は、この基本思想のもと、業務の適正を確保するための体制を整備し、運用するとともに、継続的な改善を図るものとする。

1. 取締役、使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- (1) 取締役および使用人が法令および定款を順守して職務を執行する体制を確保するため、取締役会はオリンパスグループ企業行動憲章およびオリンパスグループ行動規範をはじめとする各種基本方針および社規則を制定する。
- (2) コンプライアンス活動を統括する部門として、コンプライアンス室を設置する。コンプライアンス室は、取締役および使用人に対する教育等コンプライアンスに関する取り組みを継続的に実施する。
- (3) コンプライアンスに関する問題を相談または通報する窓口としてヘルプラインを設置する。万一、コンプライアンス上の問題が生じた場合は、その内容等についてコンプライアンス担当役員を通じ取締役会、監査役会に報告する体制を構築する。
- (4) 財務報告の適正性と信頼性を確保するために内部統制推進室を設置し、統制活動が有効に機能するための取り組みを継続的に実施する。
- (5) 社会の秩序や安全を脅かす反社会的勢力や団体に対しては、総務部を所管として弁護士および警察等と連携し組織的に毅然とした姿勢で対応する。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

- (1) 法令および文書管理規程等の社規則に従い、文書または電磁的情報の保存および管理を行う。
- (2) 取締役および監査役は、取締役会議事録および決裁書等の重要な文書を常時閲覧できる。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- (1) 取締役会および経営執行会議等の会議体における慎重な審議ならびに決裁手続きの適正な運用により、事業リスクの管理を行う。
- (2) 品質、製品安全、輸出管理、情報セキュリティ、安全衛生、環境、災害等のリスクに関しては、それぞれ所管する部署を定め、社規則や標準書を制定し、教育・指導等を行うことにより管理する。
- (3) リスクマネジメント規程に従い、各事業部門においてリスクの把握、予防に取り組むとともに、有事の際、速やかに対処できる体制を構築する。震災、火災および事故等の災害ならびに企業倫理違反等の重大なリスクが発生した場合、事業部門は危機管理室を窓口として、社長をはじめとするリスクマネジメント委員会メンバーおよび関係者に緊急報告を行い、社長が対策を決定する。
- (4) 社長を委員長とするリスクマネジメント委員会を定期的に開催する。リスクマネジメント委員会ではリスクマネジメントに関する計画および施策の報告ならびに審議等を行い、リスクマネジメント体制の確立、維持を図る。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (1) 取締役会は、中長期の経営基本計画を策定し、経営目標を明確にすることに加え、毎年定める年度事業計画に基づき効率的な資源の分配を図る。また、年度事業計画の進捗評価のため、業績等につき毎月報告を受ける。
- (2) 取締役会は、代表取締役およびその他の業務執行取締役ならびに執行役員の仕事の分担を決定し、職務の執行状況を監督する。
- (3) 代表取締役社長は、経営執行会議の審議を経たうえで、重要事項に関する意思決定を行う。
- (4) 決裁規程や組織規程等の社規則により、経営組織および職務分掌ならびに各職位の責任と権限を定め、適正かつ効率的な職務執行体制を確立する。

5. 当社および子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- (1) 当社は、関係会社管理規程により子会社に関する管理基準を明確化し、子会社を指導・育成することによりオリンパスグループの強化、発展を図る。
- (2) 当社は、主要な子会社に取締役および監査役を派遣するとともに、重要事項につき決裁規程に基づく当社の承認を求めることにより、子会社における業務の適正性を確保する。
- (3) 当社は、子会社に対しオリンパスグループ企業行動憲章の内容の浸透を図り、グループにおけるコンプライアンス意識の向上を推進する。
- (4) 当社の監査室は、社長が承認した年間監査計画に基づき子会社に対する内部統制の運用状況監査、コンプライアンス監査、システム監査等を実施し、その結果を当社の社長、取締役会および監査役会に報告する。また、主要な子会社には内部監査部門を設置して監査を実施する。

6. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項ならびにその使用人の取締役からの独立性に関する事項

- (1) 監査役室を設置し、監査役の職務を補助すべき使用人を配置する。当該使用人は監査役の職務を補助するにあたり、取締役からの指揮・命令を受けないものとする。
- (2) 監査役の職務を補助すべき使用人の任免、異動、賃金および人事評価等は監査役会の同意を得た上で決定することとし、取締役からの独立性を確保する。

7. 取締役および使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

取締役は、法令に従い監査役会に報告を行う。監査役は法令および監査役会が制定する監査役会規程ならびに監査役監査基準に基づき、取締役および使用人に対して報告を求めることができる。

8. その他監査役が効率的に行われることを確保するための体制

- (1) 監査役は、取締役および使用人ならびに子会社に対し、ヒアリングや往査等の方法による調査を実施し、監査の実効性を確保する。
- (2) 監査役会は、社長を含む取締役および各部門の長との会合を定期的に開催し、監査上の重要事項等について意見交換を行う。
- (3) 監査役会は、監査の実効性を確保するため、会計監査人、監査室および主要な子会社の監査役との定期的な意見交換会を開催する。

1. 買収防衛に関する事項 更新

株式会社の支配に関する基本方針については以下のとおりです。

(1) 基本方針の内容

当社は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者は、当社の財務及び事業の内容や当社の企業価値の源泉を十分に理解し、当社の企業価値ひいては株主の皆様の利益を継続的かつ持続的に確保・向上していくことを可能とする者である必要があると考えています。

当社は、株式の大量買付であっても、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資するものであれば、これを一概に否定するものでもありません。また、株式会社の支配権の移転を伴う買付提案に応じるか否かの判断は、最終的には株主全体の意思に基づき行なわれるものと考えています。

しかしながら、株式の大量買付の中には、その目的等から見て企業価値ひいては株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすもの、株主に株式の売却を事実上強要するおそれがあるもの、対象会社の取締役会や株主が買付の条件等について検討し、あるいは対象会社の取締役会が代替案を提案するための十分な時間や情報を提供しないもの、買収者の提示した条件よりも有利な条件をもたらしたりするために、対象会社による買付者との交渉を必要とするもの等、当社の企業価値・株主共同の利益に資さないものも少なくありません。

とりわけ、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保・向上させていくためには、1)長年培われた技術資産や人的資産を維持し、そのような技術資産や人的資産を中長期的視野で保護育成すること、2)顧客とのネットワークと当社の有するブランド力を維持・強化していくこと等に重点を置いた経営が必要不可欠です。

当社の株式の大量買付を行う者が、これら当社の企業価値の源泉を理解し、これらを中長期的に確保し、向上するのでなければ、当社の企業価値ひいては株主共同の利益は毀損されることとなります。当社は、このような当社の企業価値・株主共同の利益に資さない大量買付を行う者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として不適切であり、このような者による大量買付に対しては、必要かつ相当な対抗措置を採ることにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保する必要があると考えています。

(2) 基本方針の実現のための取組み

1) 基本方針の実現に資する特別な取組み

当社は価値創造力の一層の向上を図り、あわせて将来を見据えた新規事業について注力していくことで、安定的かつ持続的な企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上を図っています。

具体的な取組みとしては、映像事業では、コンパクトカメラにおいて「防水・防塵機能」といった高付加価値製品に注力するほか、デジタル専用設計の優位性を生かしたマイクロフォーサーズ規格による大幅な小型化、軽量化が実現できるレンズ交換式デジタル一眼カメラによりユーザーに新しい提案をすることで、継続的に収益を確保できる体質を構築します。医療事業では、「安全・安心・高効率」の医療手段を提供し、患者さんのQOL(生活の質)向上と医療費削減を通して社会に貢献するとともに外科分野の強化を図り利益を着実に伸ばします。また、グローバルな開発・製造体制を構築することで製造コスト構造の最適化や為替変化への対応を図っていきます。加えて、最適な事業ポートフォリオの構築と、これに基づく適切な資源配分を実施していくほか、医療・健康領域、映像・情報領域での関連事業の育成を行っていきます。

さらに、当社は、平成13年以降、取締役人数を半減して任期を1年とするなど経営構造改革を推進し、さらに、平成20年6月27日開催の定時株主総会において、独立性のある社外取締役を3名選任するなどして、業務執行に対する監督を強化するべく努めてまいりました。今後も、より一層のコーポレート・ガバナンスの強化を図っていきます。

2) 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

(i) 当社は、当社株式等の20%以上の買収を目指す大量取得行為に関する対応策(以下、「本プラン」といいます。)に利用するため、新株予約権無償割当てに関する事項の決定を行うことを当社取締役会に委任することにつき、平成21年6月26日開催の第141期定時株主総会において、ご承認をいただきました。

(ii) 本プランの内容

本プランは、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資さない当社の株券等の大量買付を行う者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止し、当社の企業価値・株主共同の利益に反する大量買付を抑止するとともに、大量買付が行われる際に、株主の皆様がこれに応じるべきか否かを判断し、もしくは当社取締役会が株主の皆様へ代替案を提案するために必要な時間や情報を確保することを目的としています。

本プランは、1)当社が発行者である株券等について、保有者の株券等保有割合が20%以上となる買付その他の取得、または2)当社が発行者である株券等について、公開買付けを行う者の株券等所有割合およびその特別関係者の株券等所有割合の合計が20%以上となる公開買付けに該当する、当社株券等の買付その他の取得もしくはこれに類似する行為またはこれらの提案がなされる場合を適用対象とします。また、買付等を行おうとする者(以下「買付者」といいます。)は、予め本プランに定められる手続に従うものとし、本プランに従い当社取締役会が本新株予約権の無償割当ての不実施に関する決議を行うまでの間、買付等を実行してはならないものとします。

買付者等は、買付等の開始または実行に先立ち、別途当社の定める書式により、本プランに定める手続を遵守する旨の誓約文言等を含む書面等を当社に対して提出していただきます。また、買付者等は、当社が交付する書式に従い、株主の皆様への判断等のために必要な所定の情報を記載した書面(以下「買付説明書」といいます。)を当社取締役会に対して提出し、また、当社取締役会は、受領した買付説明書を、社外取締役等により構成される特別委員会に送付します。

特別委員会は、買付者等および当社取締役会からの情報等、買付等の内容の検討、買付者等と当社取締役会の経営計画・事業計画等に関する情報収集・比較検討、代替案の検討等を行うとともに、買付者等との協議、株主に対する情報開示等を行います。その上で、特別委員会は、買付等について、下記(ア)の発動事由が存すると判断した場合には、当社取締役会に対して、本プランの発動として新株予約権の無償割当てを実施することを勧告します。

また、当社取締役会は、下記(ア)の発動事由のうち発動事由その2の該当可能性が問題となっている場合で、特別委員会が新株予約権の無償割当ての実施に際して、予め株主総会の承認を得るべき旨の留保を付した場合等には、株主総会を招集し、株主の皆様意思を確認することができます。

当社取締役会は、上記の特別委員会の勧告を最大限尊重して新株予約権無償割当ての実施または不実施に関する決議を行い、また、上記の株主総会の決議が存する場合には、その決議に従います。

(ア) 新株予約権の無償割当ての要件

本プランの発動として新株予約権の無償割当てを実施するための要件は、下記のとおりです。

記

発動事由その1

本プランに定められた手続に従わない買付等であり(買付等の内容を判断するために合理的に必要とされる時間や情報の提供がなされない場合を含む。)、かつ新株予約権の無償割当てを実施することが相当である場合

発動事由その2

以下の要件のいずれかに該当し、かつ新株予約権の無償割当てを実施することが相当である場合

(a) 以下に掲げる行為等により、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすおそれのある買付等である場合

- 1) 株券等を買占め、その株券等について当社関係者等に対して高値で買取りを要求する行為
- 2) 当社の経営を一時的に支配して、当社の重要な資産等を廉価に取得する等当社の犠牲の下に買付者等の利益を実現する経営を行うような行為
- 3) 当社の資産を買付者等やそのグループ会社等の債務の担保や弁済原資として流用する行為

- 4) 当社の経営を一時的に支配して、当社の事業に当面関係していない高額資産等を処分させ、その処分利益をもって、一時的な高配当をさせるか、一時的な高配当による株価の急上昇の機会をねらって高値で売り抜ける行為
- (b) 強圧的二段階買付(最初の買付で全株式の買付を勧誘することなく、二段階目の買付条件を不利に設定し、あるいは明確にしないで、公開買付け等の株式買付を行うことをいいます。)等、株主に株式の売却を事実上強要するおそれのある買付等である場合
- (c) 買付等の条件(対価の価額・種類、時期、方法の適法性、実現可能性、買付等の後における当社の他の株主、従業員、顧客、取引先その他の当社に係る利害関係者に対する方針等を含みます。)が当社の本源的価値に鑑み不十分または不適当な買付等である場合
- (d) 当社の企業価値を生み出す上で必要不可欠な当社の従業員、顧客、取引先等との関係または当社の企業文化を損なうこと等により、当社の企業価値または株主共同の利益に反する重大なおそれをもたらす買付等である場合

(イ) その他

本プランに従い株主の皆様に対して割当てられる予定の新株予約権は、1円を下限として当社株式1株の時価の2分の1の金額を上限とする金額の範囲内において、当社取締役会が決定した金額を払い込むことにより行使し、原則として、普通株式1株を取得することができ、また、買付者を含む所定の非適格者による権利行使が(一定の例外事由が存する場合を除き)認められないという行使条件、および当社が非適格者以外の者から当社株式1株と引換えに新株予約権1個を取得することができる旨の取得条項が付されています。

本プランの有効期間は、本定時株主総会終了後3年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとします。但し、有効期間の満了前であっても、当社株主総会において本プランに係る無償割当てに関する事項の決定についての取締役会への委任を撤回する旨の決議が行われた場合、または当社取締役会において本プランを廃止する旨の決議が行われた場合には、本プランはその時点で廃止されることとなります。

本プラン導入後であっても、新株予約権無償割当てが実施されていない場合、株主の皆様が直接具体的な影響が生じることはありません。他方、本プランが発動され、新株予約権無償割当てが実施された場合、仮に、株主の皆様が新株予約権行使および行使価額相当の金銭の払込を行わないと、保有株式が希釈化される場合があります(ただし、当社が当社株式を対価として新株予約権の取得を行った場合、非適格者以外の株主の皆様には保有株式の希釈化は原則として生じません。)

(3) 上記(2)の取組みに関する当社の取締役会の判断およびその理由

本プランは、当社の企業価値・株主共同の利益を確保・向上させる目的をもって導入されたものであり、基本方針に沿うものです。特に、本プランは、1)株主総会において株主の承認を得た上で導入されたものであること、2)一定の場合には本プランの発動の是非について株主の皆様意思を確認する仕組みが設けられていること、3)本プランの有効期間が3年間と定められた上、株主総会または取締役会によりいつでも廃止できるとされていること、4)独立性を有する社外取締役等から構成される特別委員会が設置されており、本プランの発動に際しては必ず特別委員会の判断を経ることが必要とされていること、5)特別委員会は当社の費用で第三者専門家を利用することができることとされていること、6)本プランの発動に関する合理的な客観的要件が設定されていることなどにより、その公正性・客観性が担保されており、企業価値ひいては株主共同の利益に資するものであり、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではありません。

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

当社は、平成16年10月に映像事業および医療事業を一層強化・進化させるため、オリンパスイメージング株式会社とオリンパスメディカルシステムズ株式会社とに分社化しました。また、主要な海外子会社についても同様に分社化を実施し、事業特性に合わせた市場対応力、事業スピードの向上をグローバルで対応できる体制を確立しており、さらなる強化を図ってまいります。